

第 1 条 適 用

この仕様書は、新潟市が発注する平成 27 年度新潟市版地方人口ビジョン・総合戦略策定等支援業務に適用する。

第 2 条 目 的

新潟市版地方人口ビジョン（以下、人口ビジョン）及び新潟市版総合戦略（以下、総合戦略）の策定に向けて、総人口や年齢構成の変化とその要因など、本市の人口移動に関する現状を分析し、課題を把握する必要がある。そこで、現状分析と併せて進学・就職や、移住定住についての意識調査や本市と首都圏との比較を実施し、調査結果及び各種統計調査データを活用した分析を行い、人口ビジョン・総合戦略の基礎資料とする。

第 3 条 契約期間

契約締結日から平成 28 年 3 月 31 日

第 4 条 業務内容

(1) 人口の現状分析、将来人口フレームの作成等

内閣府が公表している「地方版総合戦略の策定のための手引き」や「地方人口ビジョンの策定のための手引き」を参考に、本市の実情を把握した上で、独自の視点から分析項目等を提案し、人口の現状分析、将来人口フレームを作成する。

① 人口動向分析

市全体及び区別、小学校区別の総人口や年齢区分別人口等の推移、自然動態に関連する指標（出生数、死亡数の推移など）、社会動態に関する指標（転出入の状況の推移など）に関するデータを整理・分析を行う。

② 人口動態の要因分析、人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察

国から提供されているデータ等も踏まえ本市の人口の変化（自然動態、社会動態）がどのような要因によって影響をうけているのか分析するとともに、将来の人口変化を踏まえ市民生活や地域経済、行財政に与える影響について分析・考察を行う。

③ 将来人口の推計と分析

市全体及び各区の将来人口推計を行うに当たっては、国から提供されている推計ワークシート等を活用し、出生率や移動率について仮定値を変えた人口推計の比較や自然増減・社会増減が将来人口に及ぼす影響について分析する。

④ 独自の将来人口推計フレームの作成

国の将来人口推計フレーム等を活用し、市の「未来ビジョン」を反映させた独自の将来人口推計モデルを作成する。

(2) 人口の将来展望等策定支援

① 市民意識調査・分析

本市では、進学就職のタイミングである 18、22 歳といった年齢層の転出が顕著である。そこで、18、22 歳の年齢層を対象に移動理由等について、アンケート調査を実施し、集計・分析する。また本市の転入・転出理由等意識についてアンケート調査を実施し、集計・分析する。

ア. 調査対象

- a) 市内高校生の男女
- b) 市内大学生、短大生、専修学校生の男女
- c) 新潟市在住者及び転入者の男女
- d) 新潟市からの転出者の男女

a)、b)については必須調査対象とする。c)、d)については、調査が可能かも含めて提案すること。

※クロス集計することを考慮し、適切なサンプル数から逆算し調査対象数を提案すること。ただし、調査対象数は、合計で最低 1 万人以上とする。

イ. 調査方法

※スケジュールや回収率を考慮して、効果的な調査方法について提案すること。

なお、調査対象のリストアップについては、住民基本台帳による無作為抽出が可能。

ウ. 調査票等の作成・発送・回収

調査対象別に、設問の語句、表現、選択肢の配列について検討し、必要に応じ、委託者と協議して修正のうえ、郵送の場合は、必要部数分印刷をして、発送し、回収すること。宛名シールについては、委託者より受領すること。

・調査項目

調査項目は現状分析の結果をもとに提案するものとするが、設問数は 35 問程度とする。

※新潟市結婚出産に関するアンケートや国のネットアンケート調査等の項目を踏まえつつ、同一項目がないかなど、整合性を確認しながら、効果的な調査項目を提案すること。項目数については、協議により増減するものとする。

エ. 調査票の確認・整理・集計・分析

回収した調査票を新潟市より受け取った後、速やかにデータクリーニング（無記入、誤記入、矛盾等の修正）を行い、調査結果の集計、結果表の作成、既存データとの比較分析を行うこと。

※クロス集計を用いた効果的な分析手法について提案すること。

② 首都圏との比較

本市では、首都圏への人口流出が顕著であることから、本市と首都圏の比較を行い、首都圏に対し優位性の高い指標の調査・分析を行う。

ア. 指標の項目数

既に本市で調査されている指標項目（別紙1参照）に加え、新潟の食に関するデータ比較を含め5項目を新たに提案し、調査すること。

イ. 調査方法

公表されているデータ（大都市比較統計年表）等を情報収集し、分析すること。なお、情報の不足がある場合は、必要に応じてアンケート調査等を実施すること。

(3) 人口ビジョン及び総合戦略公開資料作成支援

人口ビジョン・総合戦略を公表する際に必要となる各種資料の作成及び最終原稿のレイアウト等、作成補助を行う。

第5条 主任技術者

- (1) 受託者は、本業務の主任技術者を定め、委託者に通知するものとする。
- (2) 主任技術者は、監督員の指示、承諾を受け、あるいは監督員との協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

第6条 業務の着手

受託者は、契約締結後7日以内に本業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が本業務の実施のため監督員との打合せを開始することをいう。

第7条 スケジュール

6月初旬	アンケート項目の抽出
6月中旬	アンケート調査票の作成・発送
7月初旬	現状分析の中間報告（アンケート結果反映前） 首都圏との比較中間報告
7月中旬	アンケート分析結果の中間報告、人口ビジョンの素案作成
10月下旬	人口ビジョン及び総合戦略の公表
11月以降	人口ビジョン及び総合戦略の資料修正支援
3月	報告書の提出

第8条 提出書類

- (1) 受託者は契約締結後に、委託者が指定した様式により関係書類を、監督員を経て委託者に遅滞なく提出しなければならない。
- (2) 受託者は、委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

第9条 打合せ等

- (1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、主任技術者は監督員と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 業務にかかる打合せは、業務着手時、中間取りまとめ時、最終取りまとめ時を含み3回以上実施するものとし、その結果については受託者が打合せ記録を作成し、監督員の確認を受けなければならない。
- (3) 主任技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議するものとする。

第10条 業務計画書

- (1) 受託者は、契約締結後7日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - ①業務概要
 - ②実施方針
 - ③業務工程
 - ④業務組織計画
 - ⑤打合せ計画
 - ⑥成果品の内容、部数
 - ⑦使用する基準等
 - ⑧連絡体制(緊急時含む)
 - ⑨その他
- (3) 受託者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- (4) 監督員が指示した事項については、委託者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第11条 資料の貸与及び返却

- (1) 監督員は、業務に必要な資料を受託者に貸与するものとする。
- (2) 受託者は、貸与された資料の必要がなくなった場合は、ただちに監督員に返却するものとする。
- (3) 受託者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (4) 受託者は、守秘義務が求められる資料については複製してはならない。
- (5) 委託者が提供(貸与)できるデータについては以下の通り。
 - ・人口統計データ(本市将来人口推計等)
 - ・各種統計データ(地方創生にかかる国提供データ、本市の経済・出産結婚に関するアンケートデータ、新潟と首都圏の比較データなど)
 - ・その他、業務に必要なデータ

第12条 再委託

- (1) 受託者は、本業務を第三者に再委託することはできない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得たときはこの限りでない。
- (2) 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託にあたっては委託者の承諾を必要としない。
- (3) 受託者が再委託に付する者は、新潟市競争入札有資格者指名停止等措置要領第2条に基づく指名停止期間中であってはならない。

第13条 成果品

提出する成果品は下記のとおりとする。

- ①報告書A4版15部
- ②報告書電子データ(CD-ROM)一式

第14条 成果品の提出場所

新潟市地域・魅力創造部新潟暮らし奨励課

新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市役所本館4階

担当 稲葉

第15条 成果品の使用等

- (1) 成果品はすべて委託者の所有とし、受託者は委託者の承諾を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。
- (2) 受託者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用した場合は、成果品にそのことを明示するものとする。

第16条 その他

- (1) この業務を実施するにあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。
- (2) 本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、発注者は業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。

■新潟市と東京都の様々なデータ比較

(別紙1)

テーマ	NO	データ名	新潟市	東京都	単位	出典	
子育て	1	待機児童数	0	4,314 (23区)	人	厚生労働省調べ(H24) 東京都調べ(H24)	
	2	合計特殊出生率	1.32	1.13	人	厚労省 人口動態統計平成25年	
	3	育児時間	188	160	分	社会生活基本調査(H23) 行動者比較	
	4	0~4歳人口1万人当たり保育所数	67.5	37.8 (23区)	か所	大都市比較統計年表(H24)	
高齢	5	人口当たり介護施設定員(総人口1万人当たり)	94	46	人	厚労省:介護サービス施設・事業所調査(H25) (介護老人福祉施設,介護老人保健施設,介護療養型医療施設) H22国勢調査	
	6	高齢者1万人当たり民生委員数	73.4	39.8 (23区)	人	大都市比較統計年表(H24)	
	7	高齢者100人当たり単身世帯数	12.3	26.0 (23区)	世帯	大都市比較統計年表(H22)	
健康	8	平均寿命	男	79.59	79.48 (23区)	歳	厚生労働省 H22年都道府県別生命表
			女	87.29	86.28 (23区)	歳	
	9	健康寿命 (日常生活に制限のない期間)	男	69.47	69.71 (23区)	歳	厚生労働省 研究報告書 健康寿命の指標化に関する研究(H25)
			女	73.59	73.13 (23区)	歳	
	10	平均歩数	男	6,402	8,272	歩	新潟市:新潟市調べ(H19) 東京都:厚労省 国民健康・栄養調査(H24)
			女	5,960	7,145	歩	
暮らし	11	持ち家比率 (専用住宅総数のうち持ち家率)	65.9	42.6 (23区)	%	H25住宅土地統計調査	
	12	生活費 (世帯当たり消費支出月額)	219,764	277,773 (23区)	円	家計調査(H25)	
	13	自治会加入率(東京は人口の一番多い世田谷区)	93.1	56.2 (世田谷区)	%	新潟市:指定都市地域振興主管者連絡会議資料(H25) 世田谷区:世田谷区調べ	
	14	世帯当たりの住宅面積 (専用住宅1住宅当たりの面積)	112.62	61.02 (23区)	m ²	H25住宅土地統計調査	
	15	人口1万人当たり都市公園数	16.4	4.6 (23区)	か所	大都市比較統計年表(H24)	
	16	1日人口100人当たり軌道系公共交通乗車人数	10	257 (23区)	人	大都市比較統計年表(H24)	
働き方	17	初任給(大卒)	191.6 (新潟県)	208.5	千円	賃金構造基本統計調査(H25)	
	18	県民所得一人当たり	267 (新潟県)	437	万円	県民所得(H23)	
	19	生涯賃金 (退職金除く)	17,054	23,341	万円	賃金構造基本統計調査(H25)をもとに新潟市計算	
	20	通勤時間(往復の合計)	54	90 (関東大都市圏)	分	社会生活基本調査(H23) 行動者比較 関東大都市圏(さいたま市,千葉市,東京都特別区部,横浜市,川崎市,相模原市)	
	21	15歳以上女性の就業率	47.0	44.3 (23区)	%	大都市比較統計年表(H24)	
	22	65~74歳高齢者の有業率	28.6	37.7 (23区)	%	大都市比較統計年表(H24)	
安心安全	23	凶悪犯罪発生数(認知件数:人口10万人当たり)	3.1	7.3 (23区)	件	犯罪発生数:大都市比較統計年表(H24) 人口:総務省人口推計(H24.10現在)	
	24	出火率	1.5	3.9		東京消防庁,新潟市消防局(H25年) (出火件数÷人口1万人あたり)	